



# 第5章 返 還

- 第20条 (返還責任) 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。借受人又は運転者は、前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
- 第21条 (返還時) 借受人又は運転者は、レンタカーを返還するときは、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。
- 第22条 (貸渡料) 借受人又は運転者は、レンタカーを返還するときは、レンタカーの返還時にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。
- 第23条 (返還場所) 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更による必要となる送還のための費用を負担するものとします。
- 第24条 (不返還) 借受人又は運転者は、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所に戻らずにレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還となつたときは、借受人又は運転者は、レンタカーの所在を確認するために、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への開示調査や車両位置情報システム等の作動等を含む必要な措置をとるものとします。

# 第6章 故障、事故、盗難時の措置

- 第25条 (故障発見時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 第26条 (故障発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る故障が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
  - (1) 直ちに前項の故障発生状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (2) 前項の故障発生状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (3) 前項の故障発生状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (4) 前項の故障発生状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 第27条 (盗難発生時の措置) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。
  - (1) 直ちに盗難発生状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (2) 盗難発生状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - (3) 盗難発生状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 第28条 (使用不能による返還) 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡料金は終了するものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由により発生した場合は、貸渡料金は終了するものとします。

# 第7章 賠償及び補償

- 第29条 (賠償及び営業補償) 借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー（第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- 第30条 (保険) 借受人は、前項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険料を請求するものとします。
  - (1) 対人賠償：1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
  - (2) 対物賠償：1事故につき無制限（免責額5万円）
  - (3) 人身傷害補償：1名につき3,000万円まで
  - (4) 車両賠償：1事故につき無制限（免責額5万円）
- 第31条 (貸渡料金の免除) 借受人は、使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡料金を免除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。
- 第32条 (中途解約) 借受人は、使用中であつても、当社の同意を得て生じた中途解約手数料を支払うこととすることができると同時に、この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

# 第8章 貸渡契約の解除

- 第33条 (個人情報の利用目的) 当社は、借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
  - (1) 借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
  - (2) 借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
  - (3) 借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
  - (4) 借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
  - (5) 借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
  - (6) 借受人の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
- 第34条 (個人情報の登録及び利用) 借受人は、前項の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

# 第9章 個人情報

- 第35条 (代理貸渡) 借受人は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸渡することができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事項を遵守するものとします。
  - (1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、当社の貸渡約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも、利用者にとって有利であるときは当社の貸渡約款を適用すること。
  - (2) 代理貸渡を行う場合は、前項(1)の場合を除き、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとします。
  - (3) 代理貸渡を行う場合は、前項(1)の場合を除き、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとします。
  - (4) 代理貸渡をした場合は、前項(1)の場合を除き、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとします。
- 第36条 (GPS機能) 借受人及び運転者は、レンタカーに全地測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の方法で利用することと同意するものとします。
  - (1) 借受人及び運転者は、GPS機能を利用して、レンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の方法で利用することと同意するものとします。
  - (2) 借受人及び運転者は、GPS機能を利用して、レンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の方法で利用することと同意するものとします。
  - (3) 借受人及び運転者は、GPS機能を利用して、レンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の方法で利用することと同意するものとします。
  - (4) 借受人及び運転者は、GPS機能を利用して、レンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の方法で利用することと同意するものとします。

# 第10章 雑 則

- 第37条 (ドライブレコーダー) 借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の方法で利用することと同意するものとします。
  - (1) 事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
  - (2) 借受人及び運転者は、ドライブレコーダーを利用して、レンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の方法で利用することと同意するものとします。
  - (3) 借受人及び運転者は、ドライブレコーダーを利用して、レンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の方法で利用することと同意するものとします。
  - (4) 借受人及び運転者は、ドライブレコーダーを利用して、レンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の方法で利用することと同意するものとします。
- 第38条 (相 報) この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。
- 第39条 (消費税) 借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。
- 第40条 (遅延損害金) 借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 第41条 (準拠法) 本約款は日本法とします。
- 第42条 (約款及び細則) 本約款は、この約款と併せて記載されている細則と併せて適用されるものとします。また、本約款及び細則を改定することができるものとします。また、予告なくこの約款及び細則を改定することができるものとします。これを改定した場合は、本約款及び細則を改定し、又は別に細則を定めるときは、当社の営業店舗に掲示又は、当社の発行するパンフレット、料金表若しくはホームページ等上にこれを記載するものとします。これを改定した場合は、本約款及び細則を改定し、又は別に細則を定めるときは、当社の営業店舗に掲示又は、当社の発行するパンフレット、料金表若しくはホームページ等上にこれを記載するものとします。
- 第43条 (合意管轄裁判所) この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

# 附 則

本約款は、2021年9月1日から施行します。

